別表第一（第百七十二条関係）

階級	定員
［略］	［略］
警視長（警視正を含む。）	五九四人
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第四十一号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　内部部局（第一条―第九条）	第一章　内部部局（第一条―第八条）
第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第十条・第十一条）	第二章　消費者庁顧問及び消費者庁参与（第九条・第十条）
附則	附則
（人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官）	（人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官）
第一条　総務課に、人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）一人、サイバーセキュリティ・情報化企画官一人及び企画官二人を置く。	**第一条**　総務課に、人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官それぞれ一人を置く。
［2～10　略］	［2～10　同上］
（上席景品・表示調査官）	（食品表示対策室及び上席景品・表示調査官）
第七条　表示対策課に、上席景品・表示調査官二人を置く。	**第七条**　表示対策課に、食品表示対策室及び上席景品・表示調査官二人を置く。
［項を削る。］	2　食品表示対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条第四項に規定する表示の適正化による商品の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関する事務のうち食品に係る措置命令に関すること。
	二　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること（同法第二十二条第一項に規定する指針に係るものに限る。）。

別表第一（第百七十条関係）

階級	定員
［同上］	［同上］
警視長（警視正を含む。）	五九二人
［同上］	